

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

**3月31日(水)は  
以下の市税等の納期限です**

- 国民健康保険料(第10期)
  - 後期高齢者医療保険料(第10期)
  - 介護保険料(第10期)
- ※いずれも普通徴収分
- 3月分保育園保育料
- 市税等 休日の納付相談窓口  
 ④ 3月27日(土)午前9時～午後5時  
 ◆ 市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。  
 ④ 納税課(☎31-4517・4518)  
 ■■■ 納付には便利な口座振替を ■■■

**たばこ税手持品課税の納期は  
3月31日(水)まで**

昨年10月の税率改定に伴う、たばこ税手持品課税の納期限は3月31日(水)となっています。該当する販売事業者の方は、期日までの納付をお願いします。  
 ④ 市民課税課税務担当(☎31-4513)

**事業主と従業員の皆さんへ、個人住民税は特別徴収で納めましょう**

釧路総合振興局と市では、個人住民税の特別徴収(事業主が従業員の給与から年12回に分けて徴収し、納入する制度)への切り替えをお願いします。特別徴収にすることにより、1回当たりの負担額が少なく済み、納め忘れも防ぐことができます。特別徴収の開始を希望される場合には、従業員の方は勤務先に、事業主の方は下記へお問い合わせください。  
 ④ 市民課税課市税担当(☎31-4515)

**申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限を延長します**

● 申告・納付期限  
 20(令和2)年分の確定申告について、緊急事態宣言の期間が所得税の確定申告期間と重なることから、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税および個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告・納付期限が全国一律で21(令和3)年4月15日(木)まで延長となりました。  
 ● 振替納税  
 申告・納付期限の延長により、申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日も延長となりました。  
 振替納税は、指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税できます。金融機関等に出向く必要が無く、大変便利で確実な振替納税を是非ご利用ください。  
 振替日=[申告所得税]5月31日(月)、[個人事業者の消費税]5月24日(月)/④ 釧路税務署(☎31-5100)

**国民健康保険の  
手続きはお済みですか**

国民皆保険の制度により、協会けんぽ等の健康保険に加入している方以外は、国民健康保険(国保)への加入が義務づけられています。転入や退職等で健康保険証をお持ちでない方や、任意継続の加入期間が終了する方は、忘れずに加入の手続きをしてください。  
 なお、保険料は国保の資格が発生したときまで(最高2年間)さかのぼって計算されます。また、国保に加入している方が市外へ転出する場合や、協会けんぽ等の健康保険に加入した場合などには脱退の手続きが必要になりますので、お問い合わせください。  
 ④ 国民健康保険課保険担当(☎31-4528)

**国民健康保険の  
所得申告をお忘れなく**

21(令和3)年度分の国民健康保険料は、加入者の20(令和2)年中(1月1日～12月31日)の所得に基づき決定します。忘れずに所得申告を行ってください。  
**所得申告が必要な方**  
 ○ 所得税の確定申告や市道民税の申告をしていない方、申告の必要がないと言われた方  
 ○ 事業主から市民税課に給与支払報告書が提出されていない方  
 ○ 20(令和2)年中の所得がない方(申告により保険料の一部が減額になる場合があるので必ず申告してください)  
 ※ 公的年金を受給している方で、それ以外に所得がない方は申告の必要はありません。ただし、公的年金のうち、障害年金、遺族年金のみを受給している方は申告が必要です。  
 ※ 20(令和2)年度も国民健康保険課へ所得簡易申告書を提出した方(税務署等で申告した方を除く)には、3月下旬に21(令和3)年度分の申告書を送付します。  
 ④ 国民健康保険課保険担当(☎31-4528)

**環境**

**環境事業課からのお知らせ**

● 粗大ごみの収集は  
**早めのお申し込みを!**  
 3・4月は粗大ごみ収集の申し込みが多くなり、申し込みから収集までお待たせする場合があります。あらかじめ処分する粗大ごみを確認し、早めにお申し込みください。  
 ● ゴミを減らすためには  
 生ごみには多くの水分が含まれており、捨てる前にギュッと絞って水切りをするだけでもごみの量を減らすことができます。野菜の使えない部分は切り落としてから洗うようにするなど、乾いたごみは濡らさないように意識することも生ごみ減量のポイントです。

**● 集団資源回収に取り組みませんか?**

家庭から出る新聞紙などの資源物を協力して集めている団体に奨励金を交付しています。リサイクルの意識を高めながら団体の運営助成にもなります。  
**対象品目**=新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック/**奨励金額**=対象品目1キログラムごとに2円(年2回交付)/**対象団体**=町内会、自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの非営利団体が要事前登録

**● 3月の不燃ごみの収集日**

【釧路・音別地域】第1・3水曜日の地区は3月3日(水)、17日(水)、第2・4水曜日の地区は3月10日(水)、24日(水)  
 【阿寒地域】第2・4金曜日の地区は3月12日(金)、26日(金)、第2・4土曜日の地区は3月13日(土)、27日(土)※各該当地区はクリーンカレンダーをご覧ください。  
 ④ 環境事業課廃棄物対策担当(☎31-4551)、④ 市民課環境担当(☎66-2211)、④ 市民課環境担当(☎01547-6-2231)

**春採湖レポート2019を作成しました**

春採湖調査会では春採湖とその周辺の自然環境に関する研究調査を行っており、19(令和元)年度の結果をわかりやすく整理した「春採湖レポート2019」を作成しました。市ホームページで公開していますので、ご覧ください。  
 ④ 環境保全課自然保護担当(☎31-4594)

**福祉**

**外国人高齢者・障害者  
福祉給付金制度**

この給付金は、公的年金の制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者・障がい者の方が、地域で自立し安定した生活を続けていくことを支援し、その福祉の向上を図るためのものです。  
 ④ 市に住民登録されている外国人の方のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができず、所得が基準額以内で、かつ次のいずれかに該当する方  
 ① 高齢者 = 大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人のうち、永住許可または特別永住許可を受けている方(昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した方を含む)  
 ② 障がい者 = ○ 昭和37年1月1日以前に生まれた重度心身障がい者のうち、昭和57年1月1日以前に重度心身障がい者であった在日外国人または同日以降重度心身障がい者となり、その初診日が同日以前の在日外国人の方 ○ 昭和36年4月1日以降昭和57年1月1日以前に日本国籍を取得した重度心身障がい者のうち、日本国籍取得日前に満20歳に達していた方で、日本国籍取得日前に重度心身障がい者であった方、または日本国籍取得日以降に重度心身障がい者となり、その初診日が

同日以前の方  
 ※他にも支給要件がありますので、詳細はお問い合わせください。  
**月額**=高齢者1万円、障がい者2万5,000円(年3回に分けて支給)/④ 介護高齢課高齢福祉担当(☎31-4539)、障がい福祉課(☎31-4537)

**子育て・教育**

**3月の子育て講座**

- 救急法  
 ④ 3月2日(火)午前10時30分～11時30分/④ ケガや病気の対応、救急措置等/④ 0歳～就学前のお子さんとその家族、妊婦、子育てに携わっている方/④ 11組/④ 申中部子育て支援拠点センター(☎38-5037)
- 手軽に簡単!子どもの食事作り  
 ④ 3月4日(木)午前10時30分～11時30分/④ 市販の材料の上手な活用法等/④ 0歳～就学前のお子さんとその家族、妊婦、子育てに携わっている方/④ 14組/④ 申東部子育て支援拠点センター(☎65-9912)
- お父さんと遊ぼう  
 ④ 3月6日(土)午前10時30分～11時15分/④ スキンシップ遊び等/④ 就園前のお子さんとその父親、家族/④ 11組/④ 申西部子育て支援拠点センター(☎65-6112)
- 乳歯のお手入れ  
 ④ 3月18日(木)午前10時30分～11時30分/④ 虫歯から守る予防法等/④ 0歳～就学前のお子さんとその家族、妊婦、子育てに携わっている方/④ 11組/④ 申親子つどいの広場昭和(☎55-2231)

**ひとり親家庭等の  
お父さんお母さんへお知らせ**

- 履歴書・職歴書の書き方  
 ④ 3月5日(金)午前10時～正午/④ ひとり親家庭等の親(託児あり。要予約)/④ 10人
  - 弁護士による無料法律相談  
 ④ 3月17日(水)午後1時30分～4時/④ ひとり親家庭の親、一般の方(託児あり。要予約)/④ 4人/④ 離婚、親権、養育費、面接交渉権等
  - ひとり親家庭のための自習室  
 ④ 3月1日～22日の毎週月曜日午後1時30分～4時30分/④ 看護師・介護福祉士等資格取得や高卒認定試験を目指すひとり親家庭等の親および子(託児あり。要予約)/④ 学習アドバイザー付き
  - パソコン学習室  
 ④ 3月2日～23日の毎週火曜日午前10時～午後3時/④ ひとり親家庭等の親(要予約)/④ 7人
- 【共通】④ こども家庭サポートステーションあさひ/④ 釧路母子家庭等就業・自立支援センター(☎22-2401)